

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		短期被保険者証の交付
根拠法令等及び条項		国民健康保険法第9条第10項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	国民健康保険法第9条第10項
	参考事項	栃木市国民健康保険税滞納者対策実施要綱第8条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>国民健康保険法抜粋 (届出等)</p> <p>第9条</p> <p>10 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料を滞納している世帯主（第3項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）及びその世帯に属する被保険者、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第88条第2項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）及びその世帯に属する被保険者その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が属する世帯に属する被保険者の被保険者証について6月未満の特別の有効期間を定める場合においては、当該者に係る被保険者証の特別の有効期間は、6月以上としなければならない。</p> <p>栃木市国民健康保険税滞納者対策実施要綱抜粋 (短期被保険者証の交付)</p> <p>第8条 市長は、必要と認めるときは、国保税の滞納者に対して、法第9条第10項の規定により特別の有効期間を定めた被保険者証（以下「短期被保険者証」という。）を交付するものとする。</p>	